

○和歌山市水道事業給水条例

昭和 36 年 3 月 29 日

条例第 8 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 給水装置の工事及び費用（第 8 条—第 17 条）
- 第 3 章 給水（第 18 条—第 23 条）
- 第 4 章 料金、加入金及び手数料（第 24 条—第 33 条）
- 第 5 章 管理（第 34 条・第 35 条）
- 第 6 章 雜則（第 36 条・第 37 条）
- 第 7 章 罰則（第 38 条—第 40 条）

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき、法その他の法令に定めるもののほか、和歌山市水道事業の給水に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第 2 条 給水区域は、市全域とする。

(定義)

第 3 条 この条例において「給水装置」とは、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2 この条例において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（企業管理規程で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）又は撤去の工事をいう。

(給水装置の種類)

第 4 条 給水装置は、次の 3 種とする。

- (1) 専用給水装置 1 戸又は 1 箇所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2 戸以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用として使用するもの

第 5 条から第 7 条まで 削除

第 2 章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 8 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 6 条に規定する基準（以下この条において「給水装置基準」という。）に

適合していないと認めるときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が当該給水装置を給水装置基準に適合させるまでの間、給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者（管理者が法第16条の2第1項の規定による指定をした者をいう。第10条において同じ。）の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質が給水装置基準に適合することを確認したときは、この限りでない。

（給水装置の新設等の申込み）

第9条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をしようとする者は、企業管理規程で定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申込みがあった場合において、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書その他の書類の提出を求めることができる。

（工事の施行）

第10条 給水装置工事は、管理者又は指定給水装置工事事業者が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（給水装置工事に使用する材料の確認を含む。第31条において同じ。）を受け、かつ、工事の完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が給水装置工事を施行する場合において、管理者が必要と認めるときは、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書その他の書類の提出を求めることができる。

（使用材料及び工法の指定）

第11条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、漏水時、災害時等の復旧工事を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置工事に使用する材料の構造及び材質並びに当該工事に関する工法を指定することができる。

2 前項に規定する指定の権限は、第8条に規定する給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解してはならない。

（受水槽の設置）

第12条 一時に多量の水を使用する箇所その他給水に障害を生じさせるおそれがあると認められる箇所には、受水槽を設置しなければならない。

（費用の負担）

第13条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をしようとする者の負担とする。

（工事費の前納）

第14条 管理者に給水装置工事の施行を申し込む者は、設計により算出した給水装置工事の費用（以下「工事費」という。）の概算額を前納しなければならない。ただし、管理者が必要がないと認める工事については、後納することができる。

2 前項の規定による工事費の概算額は、工事の完成後に精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

（工事費の算出方法）

第15条 管理者が施行する給水装置工事の工事費の額は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 工事費の算出に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

（給水装置の変更）

第16条 管理者は、配水管の移転その他の理由により給水装置に変更を加える工事の必要が生じたときは、当該給水装置に係る所有者（給水装置の所有者をいう。以下同じ。）又は使用者（水道の使用者をいう。以下同じ。）の同意を得たずに当該工事を施行することができる。この場合において、当該工事に要する費用は、原因者の負担とする。

（第三者の異議の阻却）

第17条 給水装置の設置又は管理に関し、第三者の異議があっても管理者は、その責を負わない。

第3章 給水

（給水の原則）

第18条 管理者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給する。ただし、災害、水道施設の損傷その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合には、給水を制限し、又は停止することができる。

2 管理者は、前項ただし書の規定により給水の制限又は停止をしようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水の制限又は停止により生じた損害について、管理者は、その責を負わない。

（給水契約の申込み）

第18条の2 水道を使用しようとする者は、企業管理規程で定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(代理人及び総代人の選定)

第18条の3 所有者が市内に住所を有しないとき又は管理者が必要と認めるときは、当該所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に住所を有する代理人を選定しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、総代人を選定しなければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認める者

3 前2項の規定により代理人又は総代人を選定したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。代理人若しくは総代人を変更し、又は代理人若しくは総代人の氏名若しくは住所の変更があったときも、同様とする。

4 管理者は、代理人又は総代人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(水道の使用中止、変更等の届出義務)

第18条の4 使用者、代理人、総代人又は所有者（以下「水道使用者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 給水装置の用途を変更しようとするとき。
- (3) 消防演習のため私設消火栓を使用しようとするとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 使用者の変更又は使用者の氏名若しくは住所の変更があったとき。
- (2) 所有者の変更又は所有者の氏名若しくは住所の変更があったとき。
- (3) 共同住宅等（市のメーター（第20条の2第1項及び第2項の規定によるものを除く。）により貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の使用水量を一括して計量する共同住宅及び第24条の3の規定により1のメーターで2以上の専用給水装置の使用水量を計量する集合住宅等をいう。以下同じ。）で水を使用する戸数に異動があったとき。
- (4) 共用給水装置を共用する戸数に異動があったとき。
- (5) 消火のため私設消火栓を使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消火又は消防演習に使用する場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習のため使用するときは、市企業局職員の立会を必要とする。

3 私設消火栓は、火災の際には法第24条第1項の規定により管理者が設置した消火栓と同様

に取り扱い、その所有者は、当該私設消火栓の使用を拒んではならない。

(メーターの設置)

第20条 管理者は、使用水量を計量するため給水装置に市のメーターを設置する。

2 前項のメーターの位置は、管理者が定める。

(貯水槽水道へのメーターの設置等)

第20条の2 管理者は、貯水槽水道の設置者から申込みがあった場合において、特に必要と認めるときは、企業管理規程で定めるところにより、当該貯水槽水道に市のメーターを設置することができる。

2 管理者は、貯水槽水道の設置者から申込みがあった場合において、特別の理由があると認めるとときは、企業管理規程で定めるところにより、当該者が設置したメーターによる使用水量の計量を行うことができる。

3 前項の規定により、使用水量の計量を受けようとする者は、当該メーターを市に無償で譲渡しなければならない。

4 貯水槽水道の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、貯水槽水道の設置者の負担とする。

5 管理者は、メーターの管理及び使用水量の計量のため特に必要と認めるときに限り、管理者による使用水量の計量を受ける貯水槽水道に関し、貯水槽水道の設置者、管理人又は当該貯水槽水道の利用者に対し、必要な措置を指示することができる。

(管理人の選定)

第20条の3 前条の規定により市のメーターの設置又は使用水量の計量を受けようとする貯水槽水道の設置者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定しなければならない。

2 前項の規定により管理人を選定したときは、貯水槽水道の設置者は、速やかに管理人の氏名その他の企業管理規程で定める事項を管理者に届け出なければならない。管理人を変更し、又は管理人の氏名若しくは住所の変更があったときも、同様とする。

(メーターの保管)

第20条の4 使用者は、メーターを保管しなければならない。

2 前項の規定によりメーターを保管すべき者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理し、その管理義務を怠ったために当該メーターを亡失し、又は損傷したときは、当該亡失又は損傷に伴う費用を負担しなければならない。

(貯水槽水道)

第20条の5 貯水槽水道の設置者は、善良な管理者の注意をもって貯水槽水道を管理しなければならない。

2 貯水槽水道の設置者（簡易専用水道の設置者を除く。）は、当該貯水槽水道の管理に関し、定期に検査を行うよう努めなければならない。

3 管理者は、必要があると認めるときは、貯水槽水道の管理に関し、当該貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言又は勧告を行うことができる。

4 管理者は、必要があると認めるときは、前項の指導、助言又は勧告の内容を当該貯水槽水道の利用者に知らせることができる。

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水の汚染又は漏水が生じないよう給水装置を管理し、異状があることを知ったときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 水道使用者等がその管理義務を怠ったために生じた水の汚染又は漏水に伴う損害は、当該水道使用者等が負わなければならない。

(給水の停止)

第22条 管理者は、水道使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道使用者等が第15条の規定による工事費、第25条に規定する料金又は第31条に規定する手数料を管理者が指定する期限までに納入しないとき。

(2) 水道使用者等が正当な理由なしに使用水量の計量又は第34条第1項の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 水道使用者等が給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して水道を使用し、管理者が警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(4) その他水道使用者等がこの条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく指示に従わないとき。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 管理者は、給水装置又は水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を当該請求をした者に通知する。

2 前項の検査について特別の費用を必要とするときは、その実費を当該請求をした者から徴収する。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金納入義務)

第24条 使用者は、料金を納入しなければならない。

(計量)

第24条の2 料金算定の基礎となる使用水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者が必要と認めるときは、使用水量を認定し、又は当該給水装置の料金を定額とすることができる。

2 管理者は、隔月定例日にメーターを点検する。この場合において、当該メーターに係る使用水量は、各月均等とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、定例日を変更し、又は毎月定例日

にメーターを点検することができる。

第24条の3 特別の理由により管理者が必要と認めるときは、1のメーターで2以上の専用給水装置の使用水量を計量することができる。

(料金)

第25条 料金の額は、1月について次の表により算定して得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

種別	用途及びメーターの口径	基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）
専用給水装置	一般用 13ミリ メートル	979円	10立方メートルまでの分 25円30銭
			10立方メートルを超える20立方メートルまでの分 1
			73円80銭
	20ミリ メートル	1,408円	20立方メートルを超える30立方メートルまでの分 2
			04円60銭
			30立方メートルを超える50立方メートルまでの分 2
	25ミリ メートル	2,310円	47円50銭
			50立方メートルを超える100立方メートルまでの分
			310円20銭
	40ミリ メートル	5,995円	100立方メートルを超える分 409円20銭
			20立方メートルまでの分 173円80銭
			20立方メートルを超える30立方メートルまでの分 2
	50ミリ メートル	10,395円	04円60銭
			30立方メートルを超える50立方メートルまでの分 2
			47円50銭
	75ミリ メートル	22,880円	50立方メートルを超える100立方メートルまでの分
			310円20銭
			100立方メートルを超える分 409円20銭
	100ミリ メートル	39,655円	
	150ミリ メートル	92,345円	
	200ミリ メートル	157,575円	

	公衆浴場用 特殊用	150立方メートル(基本水量)まで 20立方メートル(基本水量)まで	10,366円40銭 9,330円20銭	150立方メートルを超える分 20立方メートルを超える分	84円70銭 609円40銭
共用 給水装置	共用 (1戸当たり)		979円	専用給水装置のメーターの口径13ミリメートルの従量料金を適用	
備考	1 一般用とは、公衆浴場用、特殊用及び共用以外のものをいう。 2 公衆浴場用とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条第1項及び物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条の規定により和歌山県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けるものの用に供するものをいう。 3 特殊用とは、工事その他臨時の用に供するものをいう。 4 共用とは、2戸以上で共同して使用するものをいう。				

2 共同住宅等の料金は、市のメーターにより計量した使用水量を水を使用する戸数で除して得た水量について、前項の表（メーターの口径が13ミリメートルである専用給水装置に係る部分に限る。）を適用して算出した額の合計額とする。

（料金算定の特例）

第26条 月の中途で水道の使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止し、若しくは再開した場合の料金は、次の各号に定めるところにより算定する。

(1) 基本水量の適用がないものの料金は、使用日数が15日以下の場合にあっては基本料金の2分の1に相当する額に従量料金を加えた額とし、使用日数が16日以上の場合にあっては1月とみなして算定した額とする。

(2) 基本水量の適用があるものの料金は、使用日数が15日以下で、かつ、使用水量が基本水量の2分の1以下の場合にあっては基本料金の2分の1に相当する額とし、使用日数が16日以上又は使用水量が基本水量の2分の1を超える場合にあっては1月とみなして算定した額とする。

2 前項各号の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て

るものとする。

(料金算定の基準の変更)

第27条 月の中途で用途又は使用戸数に変更があったときの料金は、使用日数の多い方により算定する。ただし、使用日数が等しいときは、新しい方による。

(多用途に使用するときの料金)

第28条 1の専用給水装置を2以上の用途に使用するものに対する第25条第1項の用途の適用は、管理者が定める。ただし、管理者が必要と認めるときは、用途ごとに使用水量を認定し、料金を算定する。

(料金の徴収)

第29条 料金は、2月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月徴収することができる。

(概算料金の前納)

第30条 管理者は、臨時の給水その他の管理者が必要と認めるものについては、管理者が定める料金概算額を前納させる。

2 前項の概算料金は、水道の使用を中止し、又は廃止するときに精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

(加入金)

第30条の2 給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増径する場合に限る。以下この項において同じ。）をする者から次の表に定める額を加入金として徴収する。ただし、改造をする場合における加入金の額は、新メーターの口径に係る額と旧メーターの口径に係る額の差額とする。

メーターの口径	金額
13ミリメートル	77,000円
20ミリメートル	143,000円
25ミリメートル	363,000円
40ミリメートル	1,122,000円
50ミリメートル	1,925,000円
75ミリメートル	5,236,000円
100ミリメートル	10,703,000円
150ミリメートル	29,568,000円
200ミリメートル	61,171,000円
250ミリメートル	107,844,000円
300ミリメートル	171,655,000円

350ミリメートル

254, 584, 000円

- 2 前項の加入金は、給水装置工事の申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。
- 3 既納の加入金は還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 その他加入金に関する必要な事項は、管理者が別に定める。

(手数料)

第31条 管理者は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第10条第2項の規定による設計審査 設計審査手数料 900円
- (2) 第10条第2項の規定による給水装置工事検査 工事検査手数料 900円
- (3) 法第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定 指定給水装置工事事業者指定手数料 20, 000円
- (4) 法第25条の3の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定の更新 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 10, 000円
- (5) 指定給水装置工事事業者証の交付 指定給水装置工事事業者証交付手数料 1, 500円

- 2 前項の手数料は、申込み又は申請の際に前納しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。
- 3 既納の手数料は還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(料金等の減免)

第32条 管理者は、特別の理由があると認めるものについては、この条例の規定による料金、加入金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第18条第1項ただし書に規定する給水の制限又は停止をした場合においては、料金の減額及び免除をしない。

第33条 削除

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第34条 管理者は、水道の管理上必要と認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

- 2 水道使用者等が前項の措置をとらないときは、管理者は、自ら当該措置をとることができる。

3 前項の場合において当該措置に要した費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の切離し)

第35条 管理者は、使用中止の状態にある給水装置で将来使用される見込みがないと認めるものの所有者の所在が不明の場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、当該給水装置を切り離すことができる。

第6章 雜則

(同居人等の行為に対する責任)

第36条 使用者又は所有者は、その家族、従業員、同居人等の行為についてもこの条例の規定による責任を負わなければならない。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

第7章 罰則

(指定の停止)

第38条 管理者は、指定給水装置工事事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該指定給水装置工事事業者に特別の事情があると認めるときは、6月を超えない範囲内で期間を定めて指定の効力を停止することができる。

(過料)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、10,000円以下の過料に処する。

(1) 第9条第1項に規定する管理者の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした者

(2) 正当な理由なしに第20条の規定によるメーターの設置、第22条の規定による給水の停止、第24条の2の規定による使用水量の計量又は第34条の規定による給水装置の検査を拒み、又は妨げた者

(3) 第21条に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 詐欺その他不正の行為により、料金、加入金又は手数料の徴収を免れた者

第40条 詐欺その他不正の行為により、料金、加入金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

2 和歌山市水道使用条例（昭和24年条例第25号）は、廃止する。

附 則（昭和36年11月9日）

この条例は、昭和36年12月1日から施行する。

附 則（昭和37年11月2日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年3月30日 昭和39.7.16施行、水道局規程9）

この条例の施行期日は、管理規程で定める。

付 則（昭和40年4月2日）

この条例は、昭和40年5月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（昭和41年3月30日）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

付 則（昭和42年3月23日）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

付 則（昭和43年7月17日）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和44年3月26日）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

付 則（昭和49年7月18日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年2月27日）

この条例中、第2条の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和50年6月21日）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年10月6日）

1 この条例は、昭和50年11月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第25条第1項第1号及び第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る料金については、なお従前の例による。

3 施行日前最後の点検日の翌日から施行日以後最初の点検日までの間における料金の算定の基礎となるべき水量は、各日均等に使用したものとみなす。

4 新条例第25条第1項第4号の規定は、昭和50年11月分の料金から適用し、同年10月分までの料金については、なお従前の例による。

5 新条例第30条の2の規定は、施行日の前日までに工事の申込みのあつたものについては適用しない。ただし、工事の着工が昭和51年2月1日以後になった場合は、この限りでない。

付 則（昭和50年12月23日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年7月20日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年10月2日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日）

1 この条例は、昭和52年5月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第25条第1項第1号及び第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る料金については、なお従前の例による。

3 施行日前最後の点検日の翌日から施行日以後最初の点検日までの間における料金の算定の基礎となるべき水量は、各日均等に使用したものとみなす。

4 新条例第25条第1項第4号の規定は、昭和52年5月分の料金から適用し、同年4月分までの料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月28日）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用者にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成3年10月5日）

1 この条例は、平成3年11月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市水道事業給水条例（次項において「新条例」という。）第25条の規定は、平成4年1月1日以後に行うメーターの点検に係る料金から適用し、平成3年12月31日までに行つたメーターの点検に係る料金については、なお従前の例による。

3 新条例第30条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後の給水装置工事の申込みに係る加入金から適用し、同日前の給水装置工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月14日）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成9年10月8日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年12月22日）

1 この条例は、平成10年2月1日から施行する。ただし、第30条の2第1項の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市水道事業給水条例（次項において「新条例」という。）第25条第1項の規定は、平成10年4月1日以後に行うメーターの点検に係る料金から適用し、同日前に行ったメーターの点検に係る料金については、なお従前の例による。

3 新条例第30条の2第1項の規定は、平成10年4月1日以後の給水装置工事の申込みに係る加入金から適用し、同日前の給水装置工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月26日）抄

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の和歌山市水道事業給水条例（次項において「旧条例」という。）第11条第1項に規定する給水工事指定業者の指定を受けている者は、この条例の施行の日から90日間（民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号）附則第2条第2項の規定に

による届出があったときは、その届出があった時までの間）は、この条例による改正後の和歌山市水道事業給水条例（次項において「新条例」という。）第10条第1項の指定給水装置工事事業者とみなす。

3 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた申込み、処分その他の行為は、新条例中これに相当する規定があるときは、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成11年10月4日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月28日）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で施行日から平成26年4月30日（次項において「基準日」という。）までの間に料金の額が確定するものの当該確定する料金の額については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続している水道の使用で施行日以後初めて料金の額が確定する日が基準日後であるもののうち、施行日以後初めて料金の額が確定する当該料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から基準日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分の当該確定する料金の額のうち当該部分に対応する部分については、なお従前の例による。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

5 この条例による改正後の和歌山市水道事業給水条例第30条の2第1項の規定は、施行日以後の給水装置工事の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の給水装置工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月18日）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第31条第1項に1号を加える改正規定は、水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）附則第1条本文に規定する施行の日から施行する。

（施行の日＝令和元年10月1日）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で施行日から平成31年10月31日（次項において「基準日」という。）までの間に料金の額が確定するものの当該確定する料金の額については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続している水道の使用で施行日以後初めて料金の額が確定する日が基準日後であるもののうち、施行日以後初めて料金の額が確定する当該料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から基準日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分の当該確定する料金の額のうち当該部分に対応する部分については、なお従前の例による。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

5 この条例による改正後の和歌山市水道事業給水条例第30条の2第1項の規定は、施行日以後の給水装置工事の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の給水装置工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月3日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年10月2日）

1 この条例は、令和7年2月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第25条第1項の表の規定は、令和7年4月1日以後に行うメーターの点検に係る料金から適用し、同日前に行ったメーターの点検に係る料金については、なお従前の例による。